

**地域的な包括的経済連携（RCEP）協定を
利活用する
在 ASEAN 非日系企業事例調査報告書**

2023 年 6 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
シンガポール事務所
調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

〈目次〉

I.	ヒアリング対象企業の選定の考え方	1
II.	ヒアリング実施先	2
III.	ヒアリング結果（要約）	5
i.	RCEP 協定利用パターン 1. RCEP 協定の関税メリットを活用	7
	事例 1.1) 精密機械（日本・中国工場→韓国輸出—リチウムイオン電池）	7
	事例 1.2) 食品（マレーシア工場→日本向け輸出—ポテトチップ）	8
ii.	RCEP 協定利用パターン 2. RCEP 協定の原産地証明の活用	9
	事例 2.1) 食品（タイ工場→日本輸出—ツナ缶）	9
iii.	RCEP 協定利用パターン 3. 累積ルール活用	10
	事例 3.1) 自動車・二輪車（タイ工場→韓国輸出—二輪車）	10
	事例 3.2) 化学（中国原材料→日本工場→ASEAN 加盟国輸出—半導体化学原料）	12
	事例 3.3) 化学（中国原料→タイ工場→その他 ASEAN 加盟国輸出—自動車用化学 品原料）	13
	事例 3.4) 化学（中国原料→タイ工場→その他 ASEAN 加盟国・韓国向け輸出—リ ン酸）	14
	事例 3.5) 繊維（中国原料→ベトナム工場→韓国輸出—繊維製品）	15
	事例 3.6) 消費財（中国原料→ベトナム工場→韓国輸出—美容製品）	17
	事例 3.7) 繊維（中国原料→ベトナム工場→韓国輸出—繊維製品）	19
iv.	RCEP 協定利用パターン 4. Back to Back CO 活用ケース	21
	事例 4.1) 化学（中国製品→シンガポール地域倉庫→韓国・ASEAN 加盟国向輸出 —繊維化学品原料）	21
	事例 4.2) 建材（中国製品→日本工場→シンガポール地域倉庫→その他 ASEAN 加 盟国輸出—建築用化学製品）	22
v.	RCEP 協定利用パターン 5. RCEP 協定の原産地証明自己申告制度の活用、 申請業務効率化	24
	事例 5.1) 化学（シンガポール工場→日本輸出—家庭用テープ）	24
	事例 5.2) 石油製品（マレーシア工場→その他 ASEAN 加盟国輸出—潤滑油）	26
vi.	RCEP 協定利用パターン 6. その他	27

事例 6.1) 食品 (ベトナム工場→豪州輸出—生カシューナッツ)	27
事例 6.2) 食品 (ベトナム工場→豪州輸出—冷凍エビ)	28
IV. 日本企業への示唆.....	29

はじめに

本調査は、在 ASEAN 日系企業による「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」活用の参考とするため、在 ASEAN 非日系企業（地場企業および第三国企業）による RCEP 協定の利活用、特に輸出者側の視点で、RCEP 協定利活用のメリットや課題などを明らかにすることを目的に実施した。本調査が、日系企業にとって RCEP 協定を活用したビジネスを企画・実行する上で、参考になれば幸いである。

2023 年 6 月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
シンガポール事務所
調査部アジア大洋州課

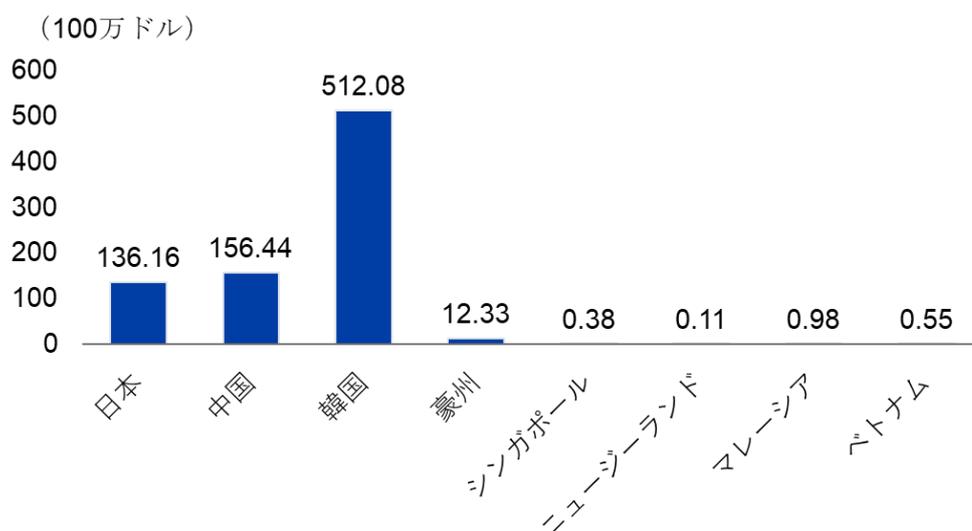
I. ヒアリング対象企業の選定の考え方

RCEP 協定は、2022 年 1 月 1 日に、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの 10 カ国について発効した。その後、同年 2 月 1 日に韓国について発効し、同年 3 月 18 日にマレーシアについて発効した。さらに、2023 年 1 月 2 日にインドネシアで発効、2 月 21 日にフィリピンが批准を承認した。フィリピンについては、批准書等を寄託した国より逐次、寄託した日の 60 日後に RCEP 協定の適用対象となる（注）。本調査では、2022 年 11 月時点で RCEP 協定を発効している ASEAN 加盟国（シンガポール、マレーシア、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス）を調査対象国としている。

ヒアリング調査対象企業の選定にあたっては、各国の輸出額上位の HS コードを取得、RCEP 協定の関税メリットがある HS コード等を考慮し、対象業種を抽出のうえ、ヒアリング候補を選定した。RCEP 協定の特恵関税率の適用開始（2022 年 1 月）から調査実施（同年 11 月～2023 年 1 月）まで短期であることから、利用企業がまだ少ないものの、抽出した業種の中で RCEP 協定を利用している企業を絞り込み、ヒアリングを実施した。

RCEP 利活用の傾向としては、タイにみられるように、中国、日本、韓国、豪州等、ASEAN 加盟国含めて三国間の貿易協定がない国向けの輸出で利用することが多い（図表 1）。ヒアリング先として選定された企業においても、中国、日本、韓国、豪州への輸出で RCEP 協定を利用している企業が中心となっている。

図表 1. タイからの輸出国向けの RCEP 協定利用輸出額



(出所) タイ政府各種資料

(注) フィリピンでは 2023 年 6 月 2 日に RCEP が発効。

II. ヒアリング実施先

本調査では、対象国の中で図表 2、3 の業種・企業を対象にヒアリングを実施した。RCEP 協定の利用企業 14 社 16 事例に加え、RCEP 協定を未利用の企業についても 16 社にヒアリングを実施した。前述の通り RCEP 協定利用企業は、既存の自由貿易協定・経済連携協定（FTA・EPA、以下、FTA）で累積規定を使うことができない中韓日豪、ASEAN 加盟国の 3 カ国・地域間をまたぐサプライチェーンの保有企業が中心となっている。未利用企業については、既存の FTA（ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）（特定原産地証明書 Form D）、中国 ASEAN 自由貿易協定（ACFTA）（同 FORME））の活用で関税メリットが享受できているため、RCEP 協定活用のメリットが少なく、RCEP 協定を利用していない企業、RCEP 協定の企業を検討中という企業が中心となっている。

図表 2. RCEP 協定利用企業のヒアリング先概要

No.	ヒアリング 実施国	事例	業種	サプライチェーン
1	シンガポール	1-1	精密機械	日中韓
2	マレーシア	1-2	食品	マレーシア→日本輸出
3	タイ	2-1	食品	タイ工場→日本輸出
4	タイ	3-1	自動車・2 輪車	タイ工場→韓国輸出
5	シンガポール	3-2	化学	中国原料→日本工場→ASEAN 加盟国輸出
6	シンガポール	3-3	化学	中国原料→タイ工場→その他 ASEAN 加盟国輸出
7	タイ	3-4	化学	中国原料→タイ工場→その他 ASEAN 加盟国輸出
8	ベトナム	3-5	繊維	中国原料→ベトナム工場→韓国輸出
9	ベトナム	3-6	消費財	中国原料→ベトナム工場→韓国輸出
10	ベトナム	3-7	繊維	中国原料→ベトナム工場→韓国輸出
11	シンガポール	4-1	化学	中国製品→シンガポール地域倉庫（注）→韓国・ASEAN 加盟国輸出 （注 地域ごとに設けられた配送拠点）
12	シンガポール	4-2	建材	中国製品→日本工場→シンガポール地域倉庫→韓国・ASEAN 加盟国輸出
13	シンガポール	5-1	化学	シンガポール工場→日本輸出
14	マレーシア	5-2	石油製品	マレーシア工場→その他 ASEAN 加盟国
15	ベトナム	6-1	食品	ベトナム工場→豪州輸出（輸入者側で中国等輸出）

16	ベトナム	6-2	食品	ベトナム工場→豪州輸出
----	------	-----	----	-------------

図表 3. RCEP 協定未利用企業のヒアリング先概要

No	国	産業分野	主要製品	理由
1	タイ	石油・ガス	潤滑油	主に自由貿易区（以下、FTZ）を利用しているため RCEP 協定を利用していない。
2	マレーシア	コンピュータ・エレクトロニクス製造	半導体チップセット、Wi-Fi チップセット	FTA はあまり関係がなく通常の関税を使用。
3	マレーシア	コンピュータ・エレクトロニクス製造	半導体ソリューション	同社は FTZ にあるため RCEP 協定を利用していない。製品をドイツに輸出している。
4	マレーシア	農業用化学品製造	食品、農産物工業製品	ディストリビューターと仕事をしているため、貿易協定や関税に直接関与していない。
5	マレーシア	石油・ガス	ローラーシャッター、ブラインド、カーテン、オーニング、アラーム、カメラ、ゲート、ガレージドアなどの電動化・自動化ソリューション。	会社として現在 RCEP 協定を利用していない。
6	タイ	産業機械	自動化機械	検討段階。
7	タイ	繊維・アパレル	衣料品、既製服、シャツ、T シャツ、パンツ、スーツ、ジャケット	同社の衣料品輸出チームは、主要な衣料品輸出先が米国であるため。顧客からの要求がない。通常、インドネシアの顧客の要求に応じて Form D を利用している。
8	シンガポール	鉱業・金属	スチール	Form D を利用。
9	タイ	農産物	タピオカ	Form D のみを利用。

10	タイ	医療機器・アクセサリー	革製グローブ	現在、Form D、E を利用している。RCEP 協定は研究中であり、担当者は近々 RCEP 協定のトレーニングを受ける予定。
11	タイ	消費財、繊維衣料	化粧品、皮革製品、衣料品	現在、Form D を通常通り使用しており、顧客に RCEP 協定の要求はない。
12	ベトナム	水産食料品製造業	魚貝類（食品）	韓国 ASEANFTA (AKFTA) を利用。RCEP 協定については検討していない。
13	ベトナム	水産食料品製造業	魚貝類（食品）	AKFTA を利用。
14	タイ	農産物	タピオカ	現在利用中の FTA と比較して関税率が変わらないため、RCEP 協定を利用していない。
15	タイ	繊維・アパレル	スポーツウェア、アウターウェア	Form D のみを利用。
16	シンガポール	自動車	自動車部品	同社が取り扱う自動車部品は、RCEP 協定対象外。

III. ヒアリング結果（要約）

在ASEAN 非日系企業のRCEP 協定活用状況をヒアリングした結果、6 パターンの利用ケースを特定した。以下それぞれのパターンの事例について紹介する。

図表 4. RCEP 協定利用パターン

RCEP 協定利用パターン	概要	RCEP 協定活用メリットの概要	事例
1. RCEP 協定の関税メリットを活用	二国間貿易で既存の関税率よりも RCEP 協定関税率が低く、関税メリットで利用するケース。	ASEAN加盟国間はATIGA 税率がゼロのケースが多いため、主に中国・韓国・日本間での利用ケースが中心。ASEAN 加盟国・日中韓間でも一部製品で該当例あり。	1-1) 精密機械 1-2) 食品
2. RCEP 協定の原産地証明の活用	漁業関連では漁業領域の適用の関係で RCEP 協定を利用するメリットがあり活用するケースもあり	CO（特定原産地証明書）の漁業領域がインド洋に限定されていたものがRCEP協定は太平洋にまで拡大されたため利用	2-1) 食品
3. 累積ルール活用	中国→ASEAN 加盟国→韓国、中国→日本→ASEAN 加盟国等 中韓日豪、ASEAN 加盟国の3カ国間をまたぐサプライチェーンを活用するケース	調達品の多くを中国に依存し、韓国・豪州・ASEAN 加盟国等への輸出に FTA 活用ができなかったものを、RCEP 協定の累積活用で FTA 活用が可能になり利用	3-1) 自動車・二輪車 3-2,3,4) 化学 3-5) 繊維 3-6) 消費財 3-7) 繊維
4. Back to Back 原産地証明(CO)活用ケース	シンガポールの倉庫をASEAN 加盟国域内全体で活用する地域倉庫（注）と位置づけ、ASEAN 加盟国に展開するケース （注）地域ごとに設けられた配送拠点。Regional Distribution Center。	RCEP 協定の Back to Back CO を利用することにより、シンガポールの倉庫を RCEP 協定域内各国に配送する製品を保管する地域倉庫として活用可能	4-1) 化学品 4-2) 建材

<p>5. RCEP 協定の原産地証明自己申告制度の活用、申請業務の効率化</p>	<p>CO 取得業務削減のために RCEP 協定利用を開始</p>	<p>日本向けの CO 取得で人員が必要、かつリードタイムが長かったが RCEP 協定利用で短縮化</p>	<p>5-1) 化学 5-2) 石油製品</p>
<p>6. その他（顧客の要望への対応）</p>	<p>対象会社にはメリットは特にはないが、顧客企業側（在豪州）が要望しており、豪州域内での顧客開拓のために RCEP 協定利用開始。顧客側で RCEP の累積規定を活用した中国市場への輸出等実施。</p>	<p>顧客からの受注拡大</p>	<p>6-1,2) 食品</p>

i. RCEP 協定利用パターン1. RCEP 協定の関税メリットを活用

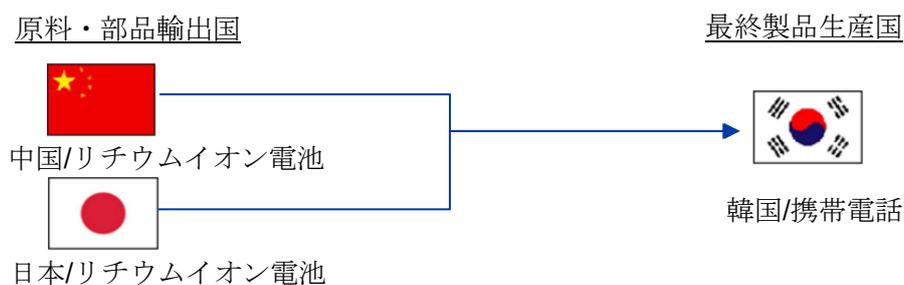
事例 1.1) 精密機械（日本・中国工場→韓国輸出→リチウムイオン電池）

携帯電話製造企業が中国、日本で製造されているリチウムイオン電池を韓国の最終製品生産工場向けに輸出する際に関税メリットが享受できるため、RCEP 協定を利用しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	精密機械—リチウムイオン電池
主要輸出製品	リチウムイオン電池（HS コード 8506.50）
主要輸入製品	非公表
サプライチェーン （工場・地域倉庫・輸出国）	日本・中国（工場, シンガポール（地域倉庫））
利用状況詳細	中国→韓国、日本→韓国の輸出。税率が低いため RCEP 協定活用。
利用メリット	RCEP 協定を活用することで、既存の利用している関税と比較して、中国→韓国向けは 8pp（パーセンテージポイント）、日本→韓国向けは 0.8pp の関税メリットがある。
利用時の課題	RCEP 協定の各国の関税削減スケジュールがバラバラであり、把握が難しい。既存の FTA との相違を各社で確認する必要がある。
今後の見通し	利用を拡大することでの関税メリットを検討する必要がある。

サプライチェーン概要



事例 1.2) 食品（マレーシア工場→日本向け輸出—ポテトチップ）

マレーシアの生産工場からポテトチップを日本に輸出する際に、これまで活用していた日ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP）の関税率よりも RCEP の方が関税率が低いため活用しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	食品—ポテトチップ
主要輸出製品	ポテトチップ（HS コード 1905.90）
主要輸入製品	ポテトフ레이크、タピオカ澱粉、サワー&クリーム調味料
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	ベルギー、オランダから輸入 マレーシア工場で日本向けに輸出
利用状況詳細	マレーシアから日本向けの輸出。AJCEP よりも RCEP 協定の関税率が低いため利用。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）の方が RCEP 協定よりも関税率が低いため CPTPP に移行を検討している。
利用メリット	マレーシアから日本向けの輸出は AJCEP で 9%の関税がかかるが、RCEP 協定では 5%のみ。

サプライチェーン概要



原料はベルギー・オランダ等から輸入

ii. RCEP 協定利用パターン2. RCEP 協定の原産地証明の活用

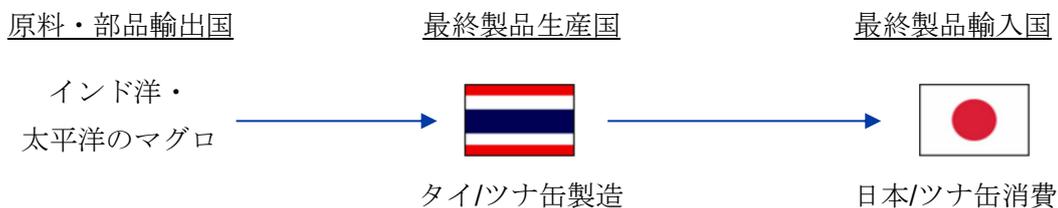
事例 2.1) 食品（タイ工場→日本輸出→ツナ缶）

ツナ缶製造企業が、マグロを輸入しツナ缶を製造・輸出する際に、これまではインド洋のマグロのみ AJCEP が利用できたが、RCEP 協定では太平洋まで活用できることになったため RCEP 協定を活用しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	食品—ツナ缶
主要輸出製品	ツナ缶（HS コード 1604.14）
主要輸入製品	マグロ：漁獲域がインド洋（モルディブ）、太平洋（台湾、韓国、日本）
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	太平洋のマグロを輸入 タイでツナ缶製造、日本向けに輸出
利用状況詳細	日本への輸出は日タイ経済連携協定（JTEPA）を活用していたが、そのためには、マグロの原産地がインド洋のみである必要がある。インド洋のマグロ漁の状況が悪く、原材料の入手が非常に困難な状況。特に 2021～22 年はモンスーン時期にインド洋からのマグロの供給が不足した。RCEP 協定の発効により、原材料の主要な供給源である太平洋でも FTA を利用可能となった。
利用メリット	原産地規則（ROO）の適用範囲が拡大されるため関税メリットを太平洋産のマグロでも享受できるようになった。
利用時の課題	タイ政府が RCEP の原産地証明書の書式を持っていなかったため、RCEP の申請開始月（2022 年 1 月）に戸惑った。RCEP の公式フォームを入手するのに 1～2 週間かかった。利用者にとって容易な申請プロセスの標準化、申請時間の短期化が課題。
今後の見通し	韓国への利用拡大。欧州等他地域へも RCEP が拡大されるのであれば利用できる。

サプライチェーン概要



iii. RCEP 協定利用パターン3. 累積ルール活用

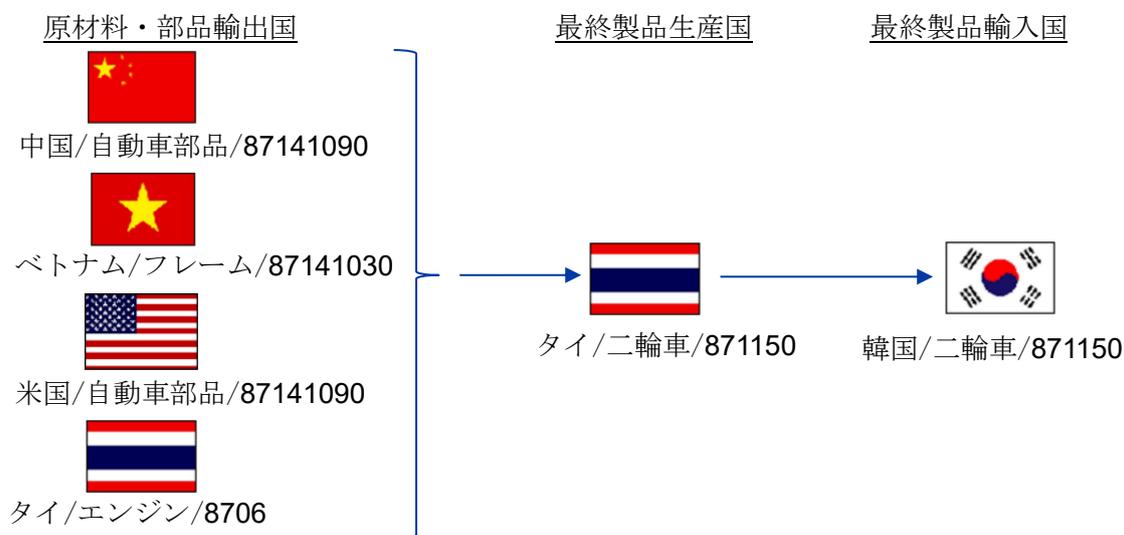
事例 3.1) 自動車・二輪車（タイ工場→韓国輸出→二輪車）

二輪車製造企業が、タイで部品を輸入のうえ、二輪車組み立て製造を行い、韓国に輸出する際に、原産地規則の累積ルールを適用して RCEP 協定をしているケース。これまで ASEAN 韓国自由貿易協定（AKFTA）では、原産地規則の付加価値基準（RVC）が 45% で、かつタイから輸出する場合、部品が中国産のものは RVC に算入できず、FTA の税率を活用できていなかった。RCEP 協定の累積ルールを活用することで中国産の部品も RVC に算入でき、かつ、RVC も 40% 以上のため特惠関税を適用できるケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	自動車—二輪車
主要輸出製品	二輪車（HS コード 8711.50）
主要輸入製品	中国 — 自動車部品（HS コード 87141090） ベトナム — フレーム部品（HS コード 87141030） 米国 — 自動車部品（HS コード 87141090） タイ — エンジン（HS コード 8706）
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	工場: タイ 最終製品輸出国: 韓国
利用状況詳細	中国→ASEAN 加盟国→韓国、中国→日本→ASEAN 加盟国等 中韓日豪州、ASEAN 加盟国の 3 カ国間をまたぐサプライチェーンを活用。
利用メリット	韓国向けの通常関税率は 8% だが、RCEP 協定では 0%。 AKFTA では、中国の原材料・部品をタイ原産品として扱えないため、RVC（45%）を満たすことができず、通常関税率を適用。しかし、RCEP 協定では中国の原材料・部品をタイ原産品として活用可能（累積ルール）で RVC（40%）を満たせるため、特惠関税率を適用可能。
利用時の課題	HS コードの特定や特定原産地証明の取得（リードタイムが長い。累積ルール適用の場合は 1 週間から 1 カ月かかることも）。

サプライチェーン概要と RVC 計算例（計算例は下表参照）



付加価値基準（RVC）の計算（AKFTA と RCEP の比較）

原材料・部品と HS コード	生産国	総費用に占める割合	AKFTA	RCEP
自動車部品 - 87141090	中国	7.7%		7.7%
フレーム部品 - 87141030	ベトナム	15.38%	15.38%	15.38%
自動車部品 - 87141090	米国	53.85%		
エンジン- 8706	タイ	15.38%	15.38%	15.38%
追加/ローカル部品	タイ	7.7%	7.7%	7.7%
RVC 計		100.0%	38.46% (45%以上必要)	46.15% (40%以上必要)

FTA 関税適用不可

FTA 関税適用可

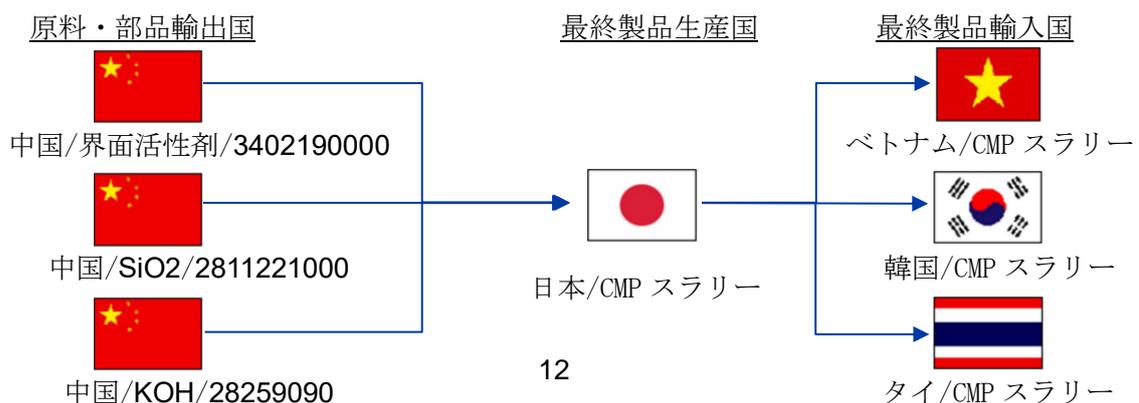
事例 3.2) 化学（中国原材料→日本工場→ASEAN 加盟国輸出—半導体化学原料）

化学品製造企業が、原材料を中国から日本に輸入、日本で半導体化学原料の製造を行い、韓国、タイ、ベトナムに輸出する際に、原産地規則の累積ルールを適用して RCEP 協定を活用しているケース。RCEP 協定発効以前に利用していた二国間 FTA では中国産の原材料は RVC に加味できず FTA の税率を活用できていなかった。RCEP 協定の累積ルールを活用することで中国産の原材料も RVC に加味でき、RCEP 協定の関税率が適用できるため利用しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	化学
主要輸出製品	半導体化学原料 CMP スラリー (HS コード 3405900000)
主要輸入製品	中国から半導体化学原料の輸入 界面活性剤 (HS コード 3402190000) 二酸化ケイ素 (SiO ₂) (HS コード 2811221000) 水酸化カリウム (KOH) (HS コード 28259090)
サプライチェーン (工場・地域倉庫・輸出国)	半導体化学原料：工場は日本にあり、中国から原材料を輸入し、韓国、タイ、ベトナムに輸出
利用状況詳細	日本は中国から界面活性剤、SiO ₂ 、KOH を輸入し、日本で CMP スラリーに加工・生産し、韓国、タイ、ベトナムに CMP スラリーを輸出している。最終価格と比較すると、原材料の 90%は日本国外から調達している。RCEP では、中国産の原材料は日本原産品とみなされる（累積ルール）。
利用メリット	RCEP 協定の累積ルール活用により、関税を 6.5%から 0%まで下げることができる（累積ルールを活用することで日本を原産地とした CMP スラリーとみなされる）
今後の見通し	手続き円滑化、関税メリット享受にむけ RCEP 協定の利用拡大を検討。

サプライチェーン概要



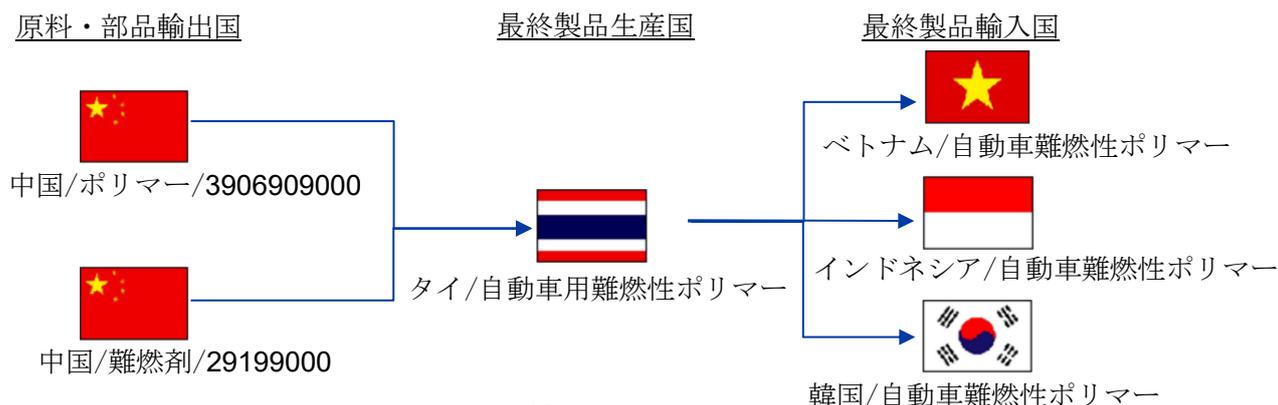
事例 3.3) 化学（中国原料→タイ工場→その他 ASEAN 加盟国輸出—自動車用化学品原料）

化学品製造企業が、原材料を中国からタイに輸入、タイで自動車化学品原料の製造を行い、韓国、インドネシア、ベトナムに輸出する際に、原産地規則の累積ルールを適用しているケース。これまで二国間 FTA では中国産のものは RVC に加味できず FTA の税率を活用できていなかった。RCEP 協定の累積ルールを活用することで中国産の原材料も RVC に加味でき、RCEP 協定の関税率が適用できるため利用しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	化学
主要輸出製品	自動車用難燃性ポリマー（HS コード 39089000）
主要輸入製品	ポリマー（HS コード 3906909000）、原料（難燃剤）（HS コード 29199000）
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	半導体化学原料：工場はタイにあり、中国から原材料を輸入し、韓国、タイ、ベトナムに輸出
利用状況詳細	中国で生産されたポリマー（6,000 万ドル）と化学品（4,000 万ドル）をタイへ輸入し、難燃性ポリマー（1 億 5,000 万ドル）に加工し、韓国、インドネシア、ベトナムに輸出。原材料は全てタイ国外から調達。累積ルールでは、中国で生産されたポリマーはタイ原産品とみなされ、自動車用難燃性ポリマーの原料として累積される。その後、インドネシアとベトナムに輸出。
利用メリット	累積ルール活用で RCEP 協定を活用することで関税を 13%から 5.9%まで削減可能。

サプライチェーン概要



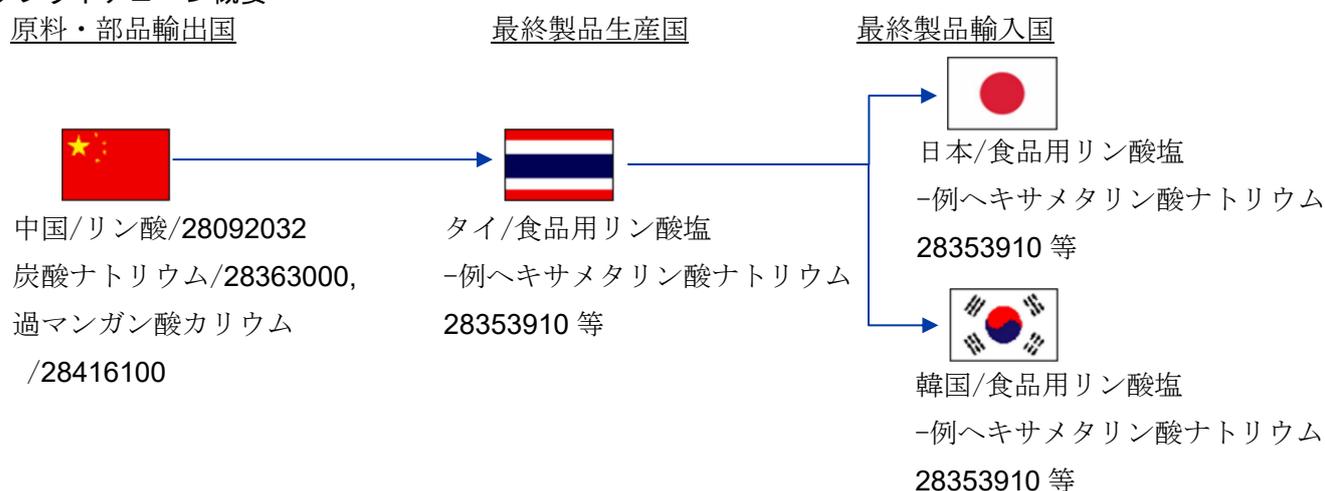
事例 3.4) 化学（中国原料→タイ工場→その他 ASEAN 加盟国・韓国向け輸出ーリン酸）

中国から化学原料を調達、タイ生産工場で生産後、その他 ASEAN 加盟国・韓国へ輸出するケース。中国からの原材料は、タイで生産後に韓国に輸出する場合、これまで FTA を活用できなかった。RCEP 協定の累積ルールを活用して RCEP 協定の関税率を適用している。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	化学
主要輸出製品	食品用リン酸塩-例ヘキサメタリン酸ナトリウム (HS コード 28353910) 等。食品グレード (HS コード 28353110 または 28351000)
主要輸入製品 (輸入元)	リン酸 (HS コード 28092032, 中国) 炭酸ナトリウム (HS コード 28363000, 中国) 過マンガン酸カリウム (HS コード 28416100, 中国)
サプライチェーン (工場・地域倉庫・輸出国)	中国原料輸入、タイで製品生産、日本・韓国へ輸出
利用状況詳細	原材料の 60%を中国から輸入。日本・韓国に輸出する場合、これまで中日韓・ASEAN 加盟国をまたぐ FTA がなかったため FTA の関税率を適用できなかった。しかし、RCEP 協定で可能となった（なお、ASEAN 加盟へは中国 ASEAN 自由貿易協定 (ACFTA) を活用）。
利用メリット	累積ルールを活用することで各製品の関税率を下げる事ができた。
利用時の課題	RCEP 協定の運用に関しては、具体的な申請のプロセスやメリット等が安易にわかるようになっておらず、曖昧な点についての明確化が必要。
今後の見通し	カンボジアとベトナムでの生産拠点拡大を検討。RCEP を活用予定。

サプライチェーン概要



事例 3.5) 繊維（中国原料→ベトナム工場→韓国輸出—繊維製品）

繊維製造企業が、原料を中国からベトナムへ輸入、ベトナムで繊維製品製造を行い、韓国に輸出する際に、原産地証明の累積ルールを適用しているケース。繊維製品では RCEP 協定における衣料品の原産地規則：主に CMT 規則（「CMT」は「Cutting, Making and Trimming」の略）または「Cutting Forward」に従う。製品が FTA 域内で裁断、製造およびトリミングされた場合、完成品はその FTA の下で「原産品」とみなされる。繊維工場側に生産施設がある場合、RCEP 締約国内の市場から素材を輸入していれば、繊維の原産地規則を満たすことが容易であるケースが多い。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	繊維
主要輸出製品	-スイムスーツ（HS コード 61124100） -ジャケット（HS コード 61033100） -帽子（HS コード 65040090）
主要輸入製品 （輸入元）	中国、韓国：ニット又はクロシェ編みの織物（HS コード 60041090）
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	中国、韓国原料輸入。ベトナムで生産し、韓国へ輸出
利用状況詳細	これまで中国原産品を用いて韓国に輸出する場合、FTA を活用できなかったが、RCEP 協定では中国・韓国が活用できる。RCEP 協定では衣料品の原産地規則：主に CMT 規則（「CMT」は「Cutting, Making and Trimming」の略）または「Cutting Forward」に従う。これにより、製品が FTA 域内で裁断、製造およびトリミングされた場合、完成品はその FTA の下で「原産品」とみなされる。当社にはベトナムに工場があり、RCEP 協定締約国内の市場から素材を輸入。繊維の原産地規則を満たすことは容易。
利用メリット	原産地規則の累積ルールを活用した関税メリット。 韓国などの FTA による特惠関税を適用しなければ、韓国における繊維・衣料品の輸入は 8～13%の高い関税率。しかし、RCEP によって原産地が累積できる。ベトナムの繊維製品の輸入税は製品によっては 0%になる。
利用時の課題	特定原産地証明の発行に時間がかかる。自己申請制度がベトナムではまだ活用が進んでいないが、制度が進めばより円滑に RCEP 協定を利用可能。特に半製品で活用できるようになればさらに利用が広がる。
今後の見通し	豪州、ニュージーランドへの展開も検討している。

サプライチェーン概要

原料・部品輸出国



中国/
ニット又は
クロシェ編みの織物
/60041090

最終製品生産国



ベトナム/
-スイムスーツ/61124100
-ジャケット/61033100
-帽子/65040090

最終製品輸入国



韓国/
-スイムスーツ/61124100
-ジャケット/61033100
-帽子/65040090

事例 3.6) 消費財（中国原料→ベトナム工場→韓国輸出—美容製品）

美容製品製造企業が、原料を中国からベトナムに輸入、ベトナムで美容製品製造を行い韓国に輸出する際に、原産地規則の累積ルールを適用して RCEP 協定を活用しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種 - 製品	消費財
主要輸出製品	製品手袋、エプロン、ヘアサロン用ケープなど、プラスチック、布地から作られた製品 -ヘアカラー用キットツール（HS コード 39269099） -ヘアスタイリングスパ用ケープ（HS コード 63079090） -プラスチック製グローブ（HS コード 39232199）
主要輸入製品（輸入元）	製品生産に使用される原材料（プラスチック原料粒子、繊維、紙など）（中国）
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	中国から原材料輸入、ベトナムで生産し、韓国へ輸出
利用状況詳細	従来は、ASEAN 諸国、韓国、中国を包含する FTA 協定がなかった。そのため、中国からの輸入資材を協定原産品とすることができず、輸入者も AKFTA やベトナム韓国自由貿易協定（VKFTA）のような特惠関税を受けることができなかった。RCEP 協定により中国原材料に対して CO が発行できる。またベトナムでの製品に対して累積ルールを使うことで RVC も満たすことができ、特惠関税率を適用できるようになった。
利用メリット	原産地規則の累積ルールを活用した CO の活用による関税メリット。平均税率 5～8%が RCEP 利用で 0%になる。 輸入原材料を使用した製品、特に主に中国から輸入した原材料を使用した生地から製造される品目に対して、CO を発行できるようになった。
利用時の課題	ベトナム政府は、2022 年が RCEP 協定発効の初年度のため、企業の CO 申請を支援するプロセスでまだ混乱している。透明性がなく、一貫性のない手続きのため、CO 発行のプロセスが円滑でなく時間を要する。
今後の見通し	日本への展開も検討している

サプライチェーン概要

原料・部品輸出国



中国/製品生産に使用
される原材料（プラス
チック原料粒子、織
維、紙など）

最終製品生産国



ベトナム/
-ヘアカラー用キットツール
/39269099
-ヘアスタイリングスパ用ケープ
/63079090
-プラスチック製グローブ
/39232199

最終製品輸入国



韓国/
-ヘアカラー用キットツール
/39269099
-ヘアスタイリングスパ用ケープ
/63079090
-プラスチック製グローブ
/39232199

事例 3.7) 繊維（中国原料→ベトナム工場→韓国輸出—繊維製品） -

衣料品製造企業が、原料を中国からベトナムへ輸入、ベトナムで衣料品製造を行い韓国に輸出する際に、原産地規則の累積ルールを適用しているケース。生産コスト面でのメリット RCEP により、多様な種類、リーズナブルな価格、他国から輸入する材料と同等の品質を持つ中国産の原材料を使用することとで製品価格競争力を高めているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	繊維
主要輸出製品	-ベビー服（HS コード 611130） -トラックスーツ、スキースーツ、スイムウェア（HS コード 611249） -メンズまたはボーイズスーツ（HS コード 620312）
主要輸入製品（輸入元）	-染色ポリエステル異形フィラメント織物（HS コード 54075200、中国） -その他の織物（非テクスチャードポリエステルフィラメント重量の 85% 以上）（HS コード 54076110、タイ） -ボタン、ボタン、スナップ、スタッド、ボタン芯（ホルスタータイプ）およびこれらの部品の部品、ボタンブランク（HS コード 96062100、タイ）
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	輸入相手国：中国、タイ、工場：ベトナム、輸出相手国：韓国
利用状況詳細	累積ルールを活用して中国産の原料を使うことで、ベトナムで製造した製品に RCEP 協定税率を適用し韓国向けに輸出。
利用メリット	生産コスト面でのメリット。RCEP 協定により、多様な種類、リーズナブルな価格、他国から輸入する材料と同等の品質を持つ中国産の原材料を使用することができる。 以下のシナリオ A とシナリオ B とを比較した場合、製品輸出時にかかる関税率は AKFTA の方が低いものの、中国産を活用できる RCEP 協定の方が総コストが低くなるため、RCEP 協定を採用した。 シナリオ（A）タイ、ベトナムから原材料を輸入し、AKFTA の税率（0%）を適用した場合 シナリオ（B）中国、タイから原材料を輸入し、RCEP 協定の税率（12.8%）を使用した場合
利用時の課題	RCEP 協定の関税率低減のスケジュールが遅い
今後の見通し	日本での販売拡大

サプライチェーン概要

原料・部品輸出国



中国/
染色ポリエステル異形
フィラメント織物
/54075200



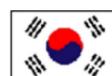
タイ/
-その他の織物（非テクスチャードポリエステルフィラメント重量の85%以上）
/54076110 -ボタン、ボタン、スナップ、スタッド、ボタン芯（ホルスタータイプ）およびこれらの部品の部品、ボタンプランク
/96062100

最終製品生産国



ベトナム/
-ベビー服/611130
-トラックスーツ、スキー
スーツ、スイムウェア/611249
-メンズまたはボーイズ
スーツ
/620312

最終製品輸入国



韓国/
-ベビー服/611130
-トラックスーツ、スキー
スーツ、スイムウェア/611249
-メンズまたはボーイズ
スーツ
/620312

iv. RCEP 協定利用パターン 4. Back to Back CO 活用ケース

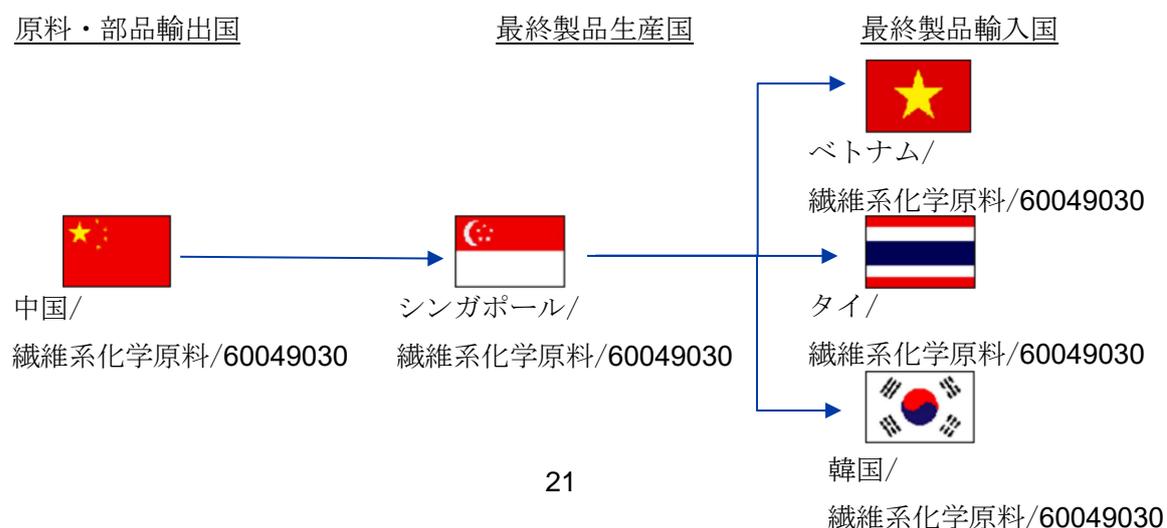
事例 4.1) 化学（中国製品→シンガポール地域倉庫→韓国・ASEAN 加盟国向輸出—繊維化学品原料）

中国で化学品を生産しシンガポールの地域倉庫を活用。韓国、ASEAN 加盟国に輸出している。これまで製品をシンガポールから韓国、ASEAN 加盟国に輸出する場合、既存の FTA は活用できなかったが、RCEP 協定ではこれらの国々を包括して Back to Back CO が活用可能なため、RCEP 協定を活用している。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	化学
主要輸出製品	繊維系化学原料（HS コード 60049030）
主要輸入製品	同上
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	繊維用化学品。シンガポールに地域配送拠点がある ・原産国:中国 ・中間国：シンガポール ・輸出：ベトナム、タイ、韓国等
利用状況詳細	中国からシンガポールに輸出し、その後、韓国、ベトナム、タイなどの RCEP 協定締約国に部分輸出。最初の RCEP 協定締約輸出国（中国）から輸出した全量について原産地証明書を取得。シンガポールにて、そのうち一部（加工、再梱包、ラベル付け用）について Back to Back の原産地証明の発給を受けて、ベトナム、タイ、韓国などに分割して輸出。
利用メリット	RCEP 協定適用前の関税は 5%、適用後は 0%

サプライチェーン概要



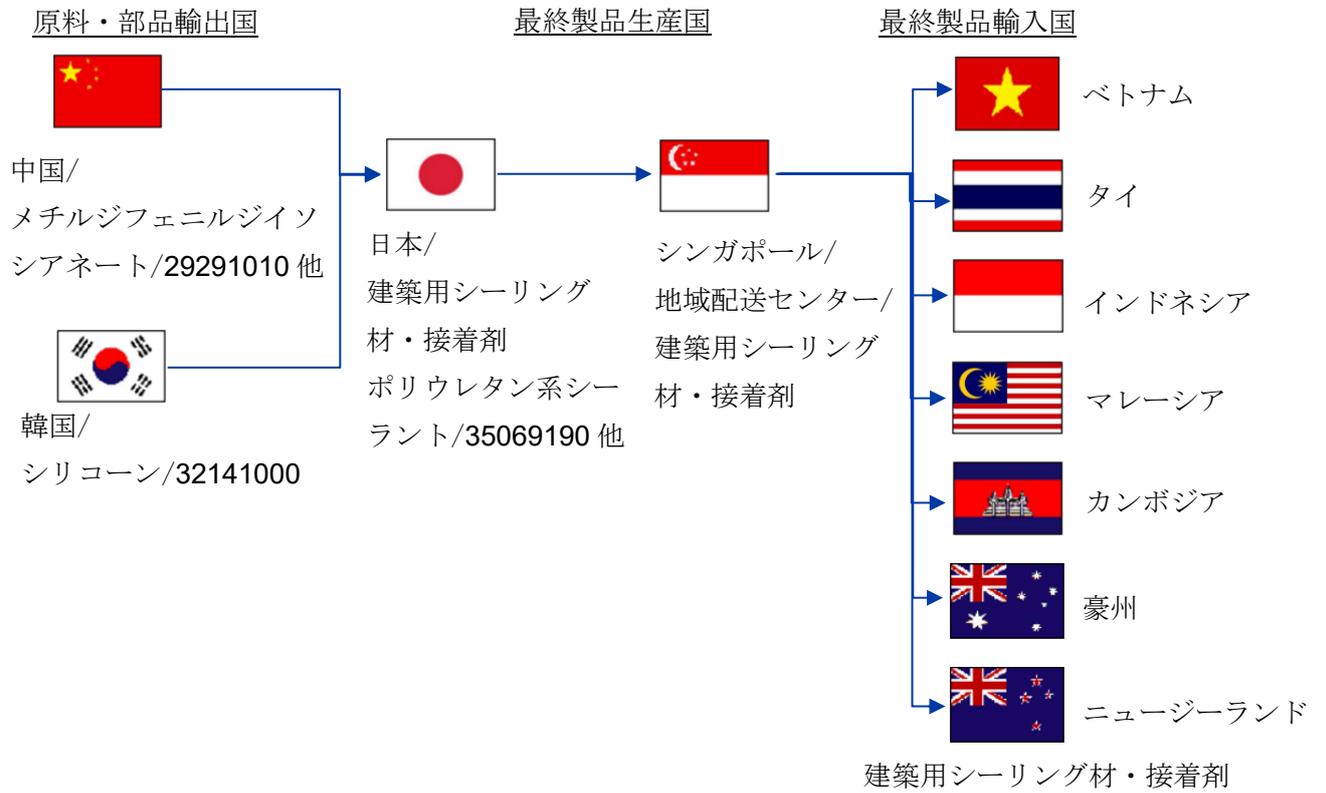
事例 4.2) 建材（中国製品→日本工場→シンガポール地域倉庫→その他 ASEAN 加盟国輸出—建築用化学製品）

中国産の原材料を日本に輸入、日本で生産後、シンガポール地域倉庫に輸出、さらにその他 ASEAN 加盟国へ再輸出するケース。本ケースも中国・日本・ASEAN 加盟国をまたぐサプライチェーンで既存の FTA が活用できなかったが、RCEP 協定が利用可能。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種 - 製品	建材
主要輸出製品	建築用シーリング材・接着剤 ポリウレタン系シーラント（HS コード 35069190） ポリウレタン系シーラント・接着剤（HS コード 35069999） シルシオン封鎖剤（HS コード 34031900） シルシオーネ接着剤（HS コード 35069190）
主要輸入製品（輸入元）	メチルジフェニルジイソシアネート（HS コード 29291010、中国） ポリエーテルポリオール&ポリエステルポリオール（HS コード 39072090、中国）。シリコーン（HS コード 32141000、韓国）
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	中国・韓国から日本に輸入、日本工場で生産、シンガポールの地域配送センターに輸出。シンガポールからタイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、カンボジア（ASEAN 加盟国）、豪州・ニュージーランドへ輸出
利用状況詳細	韓国・中国原材料を輸入、日本で最終品を製造・輸出する際に累積ルールを適用した上でシンガポールの地域配送センターに輸出。その後、Back to Back のスキームを活用して ASEAN 加盟国へ輸出
利用メリット	RCEP 協定発効前は 日本からタイ、ベトナム、シンガポール、マレーシア、カンボジア向けの輸出は 7~12.5%の関税率がかかっていた。RCEP 発効後はシンガポールをハブに Back to Back CO を活用することにより ASEAN 加盟国向けの関税が 0%になっている。豪州、ニュージーランド向け輸出は RCEP 協定発効前は それぞれ関税率が 5%、15%だったが、RCEP 協定発効後はともに 4.5% になっている。
利用時の課題	中小企業に対して、RCEP 協定から得られる便益を、簡潔・明確に提供する必要がある。

サプライチェーン概要



v. RCEP 協定利用パターン 5. RCEP 協定の原産地証明自己申告制度の活用、申請業務効率化

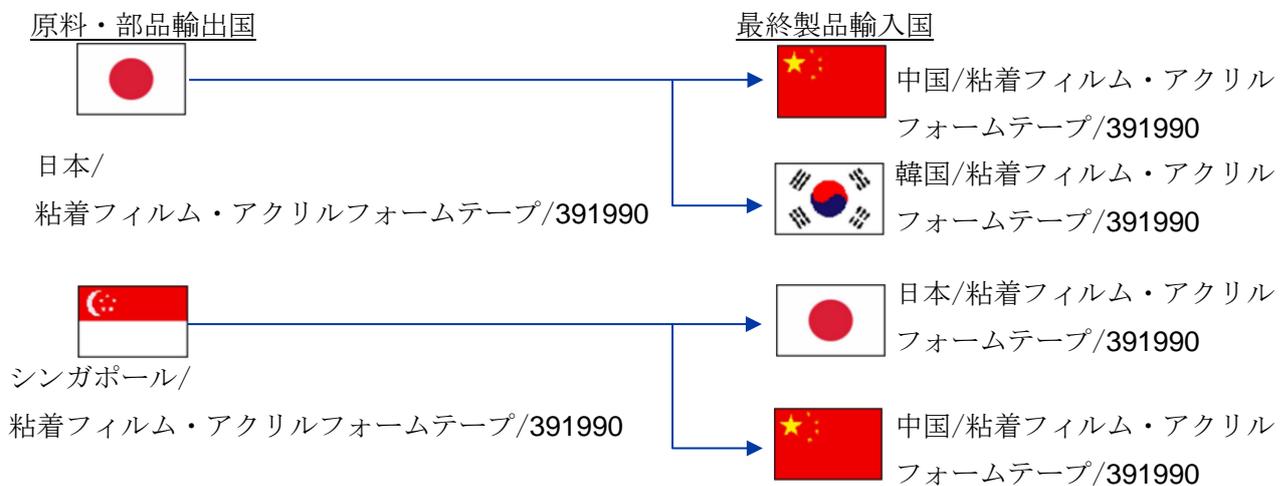
事例 5.1) 化学（シンガポール工場→日本輸出→家庭用テープ）

RCEP 協定の原産地証明自己申告制度を活用しているケース。関税メリットはないが、例えばシンガポールから日本に輸出する際の原産地証明取得プロセスの手間・リードタイムが削減・短縮できる。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種—製品	化学
主要輸出製品	家庭用品 -粘着フィルム - アクリルフォームテープ (HS コード 391990)
サプライチェーン (工場・地域倉庫・輸出国)	日本工場→中国 シンガポール工場→日本
利用状況詳細	1. 日本工場から中国、韓国への輸出 2. シンガポールから中国、日本への輸出
利用メリット	1. 特定原産地証明の自己申告の利用が便利（申請の手間、リードタイムが削減可能）。シンガポールから中国、シンガポールから日本への輸出の際、自己申告の制度（税関への提出や正式な承認が不要）で原産地証明の発行が可能。 2. RCEP が日中韓を含む貿易協定であること（関税メリット）。 3. RCEP 協定は、他の FTA より寛容な仕組みであるように見える。CPTPP のような他の協定と比較して、いくつかの HS コード は満たすべき条件を過度に要求していない。
利用時の課題	自己証明書の受理。自己証明書は RCEP 協定書に記載されているが、各国の税関によって自己証明書に対する要求が異なるようである。税関が自己証明書をどの程度受け入れてくれるのか、また、自己証明書に求められる具体的な要件は何なのか、国ごとに試行する必要がある。
今後の見通し	タイ、マレーシア、日本、韓国、中国、ニュージーランド、オーストラリア、ベトナム他 業務効率化に向けて適用拡大予定

サプライチェーン概要



事例 5.2) 石油製品（マレーシア工場→その他 ASEAN 加盟国輸出—潤滑油）

ASEAN 加盟国域内での取引のため、関税の観点では既存の ATIGA が活用可能であるが、グローバル企業として RCEP 域内共通で同様の貿易協定を活用することで、柔軟にサプライチェーンの組み替えが可能となる。関連業務の域内共通化の観点で RCEP 協定を活用している。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種 - 製品	石油製品
主要輸出製品	潤滑油
主要輸入製品	70%程度を輸入 ベースオイル・ボトル：シンガポール 添加物：タイ
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	工場：マレーシア 輸出：フィリピン、タイ、シンガポール、インドネシア
利用状況詳細	関税メリットは既存の FTA と比較してあまりないが、電子的な手続きの活用や域内社内リソース共有等の目的で利用されている。
利用メリット	RCEP 協定締約国間の社内リソースの相互共有、同じ規定利用によりサプライチェーンの柔軟な組み換えが可能となる。 電子的な手続きの活用により手続きが早く簡単になる。
利用時の課題	RCEP 協定に対応していない取引先がある。

vi. RCEP 協定利用パターン 6. その他

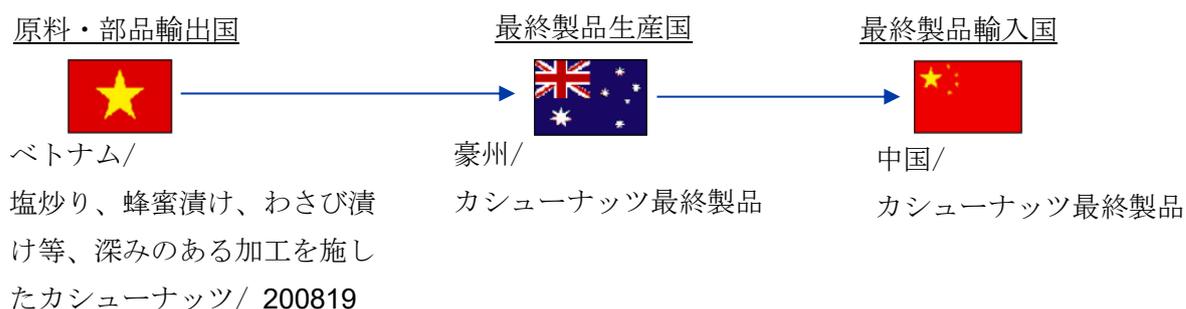
事例 6.1) 食品（ベトナム工場→豪州輸出→生カシューナッツ）

ベトナムから豪州向けの生カシューナッツ輸出で RCEP 協定を活用している。ベトナムからの輸出の際に関税メリットは特にないが、豪州側顧客が中国向けに再輸出する際に RCEP 協定を活用するために、ベトナム側でも RCEP 協定の活用を依頼され対応しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種 - 製品	食品
主要輸出製品	カシューナッツ（HS コード 200819） 塩炒り、蜂蜜漬け、わさび漬け等、深みのある加工を施したカシューナッツ含む
主要輸入製品	ベトナムの農場で採れた生カシューナッツを使用
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	ベトナムで原材料生産・カシューナッツ加工、豪州に輸出 ※豪州顧客側で最終製品化後に中国等へ輸出
利用状況詳細	ベトナムから豪州輸出時に RCEP 協定を活用
利用メリット	豪州顧客への販売増がメリット。既存の FTA と比較して、ベトナム生産者側に関税メリットはない。豪州側は RCEP 協定を利用して中国に輸出するため、ベトナム側に RCEP 協定の CO を提供するよう要請。
利用時の課題	RCEP 協定は新しいため、他の CO の申請より時間がかかる。現状、特段の関税メリットがない（ベトナムが多くの FTA を締結しているため）
今後の見通し	韓国、日本向けの輸出を拡大していきたい。

サプライチェーン概要



事例 6.2) 食品（ベトナム工場→豪州輸出→冷凍エビ）

ベトナムから豪州向けの冷凍エビ輸出で RCEP 協定を活用している。前の事例と同様、ベトナムからの輸出の際に関税メリットは特にはないが、豪州側顧客が中国向けに再輸出する際に RCEP 協定を活用するために、ベトナム側でも RCEP 協定の活用を依頼され対応しているケース。

RCEP 協定活用状況

項目	概要
業種 - 製品	食品
主要輸出製品	冷凍生エビ、冷凍調理用エビ 冷凍生しらす（HS コード 03061711） 冷凍調理済みエビ（HS コード 03061729）
主要輸入製品	- エビ種苗（Seeds）。当社は、種苗研究室と工場を持って植え付け - エビの餌は国内生産者の原料を使用し、国内パートナーが提供
サプライチェーン（工場・地域倉庫・輸出国）	ベトナム原料、工場：ベトナム、輸出：豪州
利用状況詳細	関税メリットは既存の FTA と比較してあまりない。豪州に新しい顧客があり、RCEP 協定を活用することを要求されている。RCEP 協定の下で輸入エビの競争力を他の協定と比較して評価し、RCEP 協定が最適なものとして選択した。
利用メリット	RCEP 協定の累積ルールを適用すれば、海外からエビ種苗（Seeds）を輸入することが可能（他 FTA のほとんどで認められていない）で海外から種苗輸入も検討の余地はあるが RCEP 以外は適用できないので難しい可能性が高い。
利用時の課題	他 FTA も対応できており特に難しい点はない。

IV. 日本企業への示唆

今回の調査により非日系企業の RCEP 協定利用パターンは 6 つのパターンに集約された。日系企業の想定しうる活用方法について記載する。

1. RCEP 協定の関税メリットを活用

ASEAN 加盟国域内では ATIGA 含めた既存の FTA の関税率がほぼゼロのため、このパターンの多くは、RCEP 協定により新たに FTA が締結された中韓日間における取引になる。一方で、本調査の事例 1-2) でみられるように ASEAN 加盟国—日本等で既存の FTA よりも関税メリットを見いだせる製品もあるため、個別の HS コード毎に RCEP 協定の関税メリットの有無を検討することも有効といえる。

2. RCEP 協定の原産地証明の活用

事例 2-2) のツナ缶の事例や事例 6-2) の冷凍エビの事例でみられるように、RCEP 協定では、他の FTA で認められていない原産地において、原産地証明を発行が可能なケースがみられる。特に水産物等に関しては同様のケースがある可能性も高く、RCEP 協定を活用することにより特惠関税率の適用範囲を拡大できる可能性がある。

3. 累積ルール活用

累積ルールについては、他の FTA でカバーされていない中国、韓国、日本、豪州をまたぐ取引において RCEP 協定を活用しているケースが多い。特に安価な中国の原材料・部品を調達し、タイ、ベトナム等の人件費が安い ASEAN 加盟国で製造・組み立てを実施。その上で韓国・日本・豪州等に輸出するケースが中心になっている。日本企業でも、中国産の原材料・部品を ASEAN 加盟国に輸出し、ASEAN 加盟国で製造した上で、日本（韓国・豪州）に輸出するというサプライチェーンを構築することで、関税含め生産活動全体で見たときのコストメリットがあるサプライチェーンを構築できる可能性がある。

4. Back to Back 原産地証明 (CO) 活用ケース

事例 4-1) ,4-2) でみられるように Back to Back CO はシンガポールからその他 ASEAN 加盟国、韓国、豪州等 RCEP 締約国内に幅広く再輸出するような、グローバル企業で利用されている。日系企業でも一部関税メリットを享受するとともに、RCEP 締約国内で同一ルールを適用することで域内のリソース共有化を行い、より柔軟に域内でのサプライチェーンを組み替える上で、RCEP 協定を活用する余地がある。

5. RCEP 協定の原産地証明自己申告制度の活用、CO 申請業務の効率化

事例 5-1) 等に見られるように、非日系企業では原産地証明の自己申告制度を活用することで業務の削減、効率化や、他業務への移管を通じたコスト削減につなげている。特に、日本向けの原産地証明取得に時間・コストがかかっているという指摘もあるため、日系企業においても海外工場から輸入するケース等で本制度を活用することで、業務効率化につなげられる可能性がある。

6. その他（顧客の要望への対応）

事例 6-1) , 6-2) で紹介している非日系事例では、当該ベトナム企業と豪州企業の取引では具体的なメリットではないものの、豪州側で RCEP 協定を活用することにより中国向け輸出での RCEP 協定活用を想定されている。結果的にベトナム企業は RCEP 協定に対応することで豪州企業との取引の獲得につなげている。顧客側のサプライチェーン全体をみた RCEP 協定の活用を検討することで、顧客・市場拡大につなげられる可能性がある。

今回の調査では、RCEP 協定発効からまだ 1 年程度と利用期間も短いことや、ASEAN 加盟国では既存の FTA で対応できるケースが多いため、RCEP 協定を活用している企業はまだ限定的だった。一方で、前述の通り、有効な利用ケースもあり、まだ活用を検討されていない日本企業があれば、RCEP 協定の活用を前向きに検討する価値がある。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20230014>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 アジア大洋州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5179
E-mail：ORF@jetro.go.jp